

公益財団法人しまね国際センター 外国人留学生奨学金 給付要綱

(制定 平成24年4月1日)
改正 平成26年4月1日
平成29年4月1日
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和6年4月1日
令和7年4月1日
令和7年5月1日
令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、島根県内の私費外国人留学生のうち、学業を継続する上で経済的援助を必要としている者に対して奨学援助を行い、留学生の勉学生活の安定と本県と諸外国との国際交流・国際協力の促進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 公益財団法人しまね国際センター外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）とする。

(受給資格)

第3条 奨学金を受給できる者は、私費の留学生で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に制定する「留学」の在留資格を取得している者
- (2) 島根県に在住している者
- (3) 島根県内の学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校4年次以上（専攻科含む。）、専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として在籍する者、又は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）に定める認定日本語教育機関の留学のための課程（以下「大学等」という。）に在籍している者
- (4) 申請する年の4月に前項における在籍期間が半年以上経過しており、翌年3月まで在籍する予定の者
- (5) 勉学生活を行う上で経済的援助が必要と認められる者で、学業成績、人物ともに優秀である者
- (6) 他の奨学金又はこれに類する金銭的給付を受けていない者
- (7) 過去に当該奨学金を受けたことがない者

(給付留学生の決定)

第4条 奨学金の給付を希望する者は、別に定める奨学金申請書(様式第2号)及び添付書類を在籍する大学等を経由して公益財団法人しまね国際センター(以下「センター」という。)に提出しなければならない。

2 大学等は、優先順位を付して、推薦書(様式第1号)により、センターに推薦を行うものとする。

3 センターは、大学等から推薦を受けた者の中から、別に定めるところにより設置する外国人留学生奨学金選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り、奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)を決定するものとする。

4 選考委員会の選考結果は、大学等を通じて本人に通知するものとする。

5 奨学生は、給付決定の通知を受けてから10日以内に、別に定める誓約書(様式第4号)、奨学金振込口座届(様式第5号)を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、センターが別表に定める事業等に参加しなければならない。

(給付額及び給付期間)

第6条 奨学金の給付額は、月額20,000円とする。

2 奨学金の給付期間は、1年間(4月から翌年3月まで)とする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、原則として、年間分を4回に分けて奨学生の指定する銀行口座に振り込む方法により給付することとする。

(報告義務)

第8条 奨学生は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当することとなった場合は、大学等を通じてセンターに報告しなければならない。

- (1) 現住所等申請書の記載事項に変更が生じた場合
- (2) 在留資格に変更が生じた場合
- (3) 他の奨学金の受給が決定した場合
- (4) 休学、転学又は退学した場合
- (5) 在学する大学等から、停学その他の処分を受けた場合

2 大学等は、奨学生の状況について常に適切な把握を行い、前項各号に該当する事由が生じた場合において、奨学生からの届け出が無いときは、本人に代わり、その事実をセンターに報告しなければならない。

(奨学生資格の取り消し)

第9条 センターは、奨学生が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められた場合には、奨学生の資格を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の給付を受けた場合
- (2) 第3条の要件に該当しなくなった場合
- (3) 学業成績又は素行等の状況により、奨学生としての適正を欠く場合
- (4) 病気その他の理由により留学目的が達せられなくなった場合
- (5) 第5条に定める事業等に一度も参加しなかった場合。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

(奨学金の返還)

第10条 センターは、奨学金の給付後に前条により奨学生の資格を取り消した場合は、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間における第3条第3号の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により定められる日本語教育機関を含める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業等	備考
(1) 研修等への参加	各事業等の詳細については、センターから奨学生に対し、在学する大学等を通して案内通知する。
(2) センターが実施する事業への参加	
(3) 災害時の外国人支援	
(4) 自主的な事業の企画・実施	
(5) その他理事長が認めた事業への参加	